

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

1-1 策定の経緯と目的

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルなどが原因であり、特に地球温暖化については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本町では、町民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、1973（昭和48）年11月に「播磨町環境保全条例」を施行しました。そして、2001（平成13）年3月には、「播磨町環境基本計画」を策定し、本町の持続可能な発展をめざし、地球環境時代における環境管理のための基本理念を構築し、施策を総合的・計画的に推進してきました。その後、2010（平成22）年12月に「播磨町まちをきれいにする条例」を施行したほか、2011（平成23）年3月には同計画を見直し、「みんなで育む 豊かな環境のまち はりま」をめざすべき環境像に掲げ、各施策に取り組んできました。

現行の「播磨町環境基本計画」の計画期間が2021（令和3）年3月に計画期間満了を迎え、社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ（SDGs）やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、新たな「播磨町環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

1-2 国際社会及び国内の動向

(1) 地球温暖化対策・低炭素社会

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。また、この気候変動の要因は、人為的な活動による温室効果ガスの増加といわれています。

このような状況の中、2015（平成27）年12月に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、各国で温暖化対策が進展しています。我が国は、2030（令和12）年度の中期目標として「温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度比26%削減する」としています。また、気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりが行動して温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、緑を増やしたり水害対策を行ったりするなどして、影響を軽減する「適応策」を進めることが重要です。国は、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。

■地球温暖化対策の「緩和」と「適応」

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

資料：気候変動適応情報プラットフォーム

■近年の主な地球温暖化対策の動向

年	動 向
2015年12月	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、国際社会が2020年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組みとして「パリ協定」が採択された。
2016年5月	国の「地球温暖化対策計画」を策定し、「温室効果ガスの排出量を2030年時点に2013年度比で26.0%削減」を設定した。
2018年7月	第5次エネルギー基本計画を策定し、「徹底した省エネルギー社会の実現」「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」「二次エネルギー構造の改善」等盛り込んだ。
2018年11月	気候変動適応法に基づいて「気候変動適応計画」を策定し、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築をめざす、とした。

(2) 循環型社会

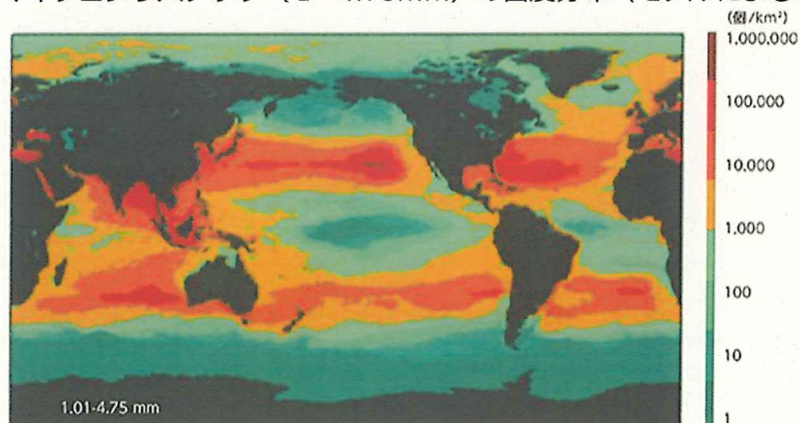
大量生産・大量消費社会が世界に広がりつつあり、急激な人口増加、経済発展、都市化が進行し、中長期的に資源制約が強まることが予想されています。特に近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。

また、人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されています。国内においては、その食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が大量に発生しており、国の食品ロス量は、2017（平成29）年度推計で年間612万トンとなっています。

そこで、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月）において、家庭から発生する食品ロス量を2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で半減するとの目標を定めています。

■マイクロプラスチック（1~4.75mm）の密度分布（モデルによる予測）



資料：Erikson (2014), "Plastic Pollution in the World's Oceans: More than 5 Trillion Plastic Pieces Weighing over 250,000 Tons Afloat at Sea" PLoS One 9 (12), doi: 10.1371/journal.pone.0111913

出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

■近年の主な循環型社会関連の動向

年	動 向
2016年5月	G7 富山環境大臣会合で、資源効率性や3Rに関する枠組みとして「富山物質循環フレームワーク」が採択され、ライフサイクル全体での資源の効率的・持続的使用がなされる社会の実現を目標とし、このような社会は、グリーン成長を実現し得る自然と調和した持続的な低炭素社会も実現するものと示された。
2018年6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、食品ロス対策や海洋ごみ対策を進めることとした。
2019年5月	「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチック問題の解決に向けたワンウェイプラスチックの使用削減などのリデュースや、リユース、リサイクル、再生利用やバイオマスプラスチックの導入等を進めるとした。
2019年6月	G20 大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。

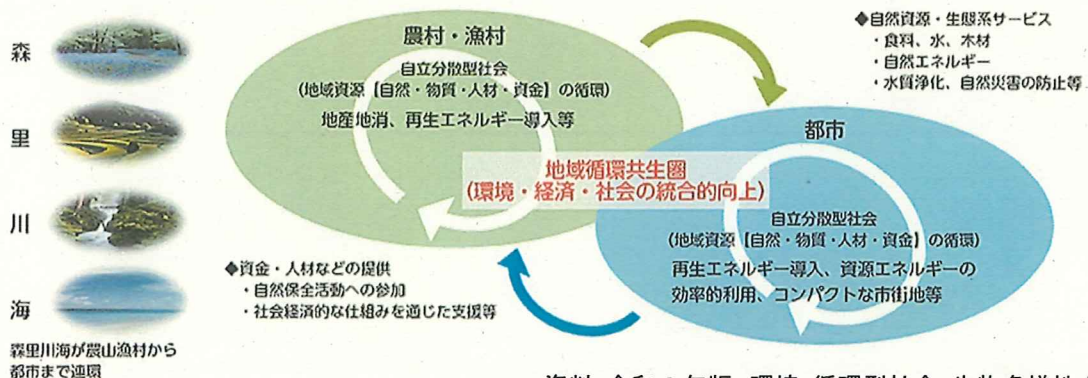
(3) 生物多様性

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・開発等人間活動による危機
- ・自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

■森・里・川・海と地域循環共生圏のイメージ



資料：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

■近年の主な生物多様性関連の動向

年	動 向
2010年10月	「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」で、「愛知目標」が採択された。 →その後「生物多様性国家戦略2012-2020」を定めた。
2014年12月	「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、生態系ネットワーク形成の推進、暮らしを支える森・里・川・海のつながりの確保をめざすこととした。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」という。）は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあることが考えられます。

この2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）という。）は、17のゴールと、ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成されています。SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国が普遍的に取り組むものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

■SDGsの17のゴール



資料：国際連合広報センター

■主なSDGs関連の動向

年	動 向
2015年9月	国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年までの国際的な目標としてSDGsを中核とした「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。
2016年5月	国内に内閣総理大臣を本部長に、全ての閣僚を構成員とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置。
2016年12月	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を作成→2019年12月に改定。

■SDGsの17の目標の内容

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの推進を図る</p>		

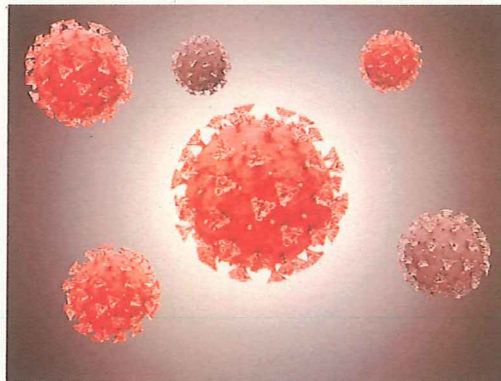
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

コラム：新型コロナウイルス感染症と環境政策

令和2年に拡大した新型コロナウイルス感染症は、全国一斉休校、外出の自粛、店舗等の営業自粛等、社会経済に大きな影響を及ぼしています。本町の環境に関する施策の取組の推進に当たっては、感染症の拡大防止を図りつつ、停滞した社会や経済を、気候変動や生態系の保全に配慮しながら回復させる必要があります。加えて、町民の新しい生活様式や働き方に対応したまちの在り方までも模索しながら進める必要があります。今後新たな感染症が発生した場合にも適応することが重要となります。

<取組の例>

- ・三密を避けた環境保全活動や環境教育（人数制限、オンライン開催 等）
- ・マスク等飛沫感染の恐れのある物を廃棄する時の配慮（袋に入れて捨てる、ポイ捨てしない 等）
- ・テレワークを推進し、勤務時の密閉・密集・密接を避ける



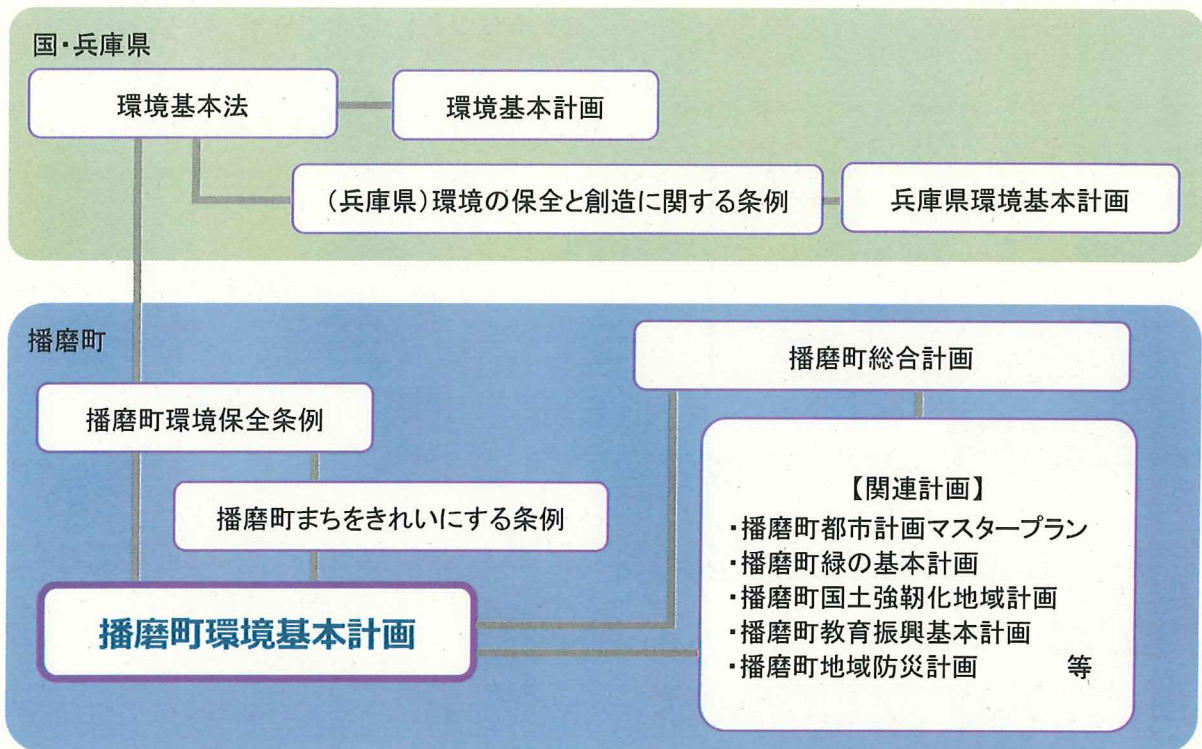
新型コロナウイルス（イメージ）

2 計画の位置づけ及び役割

本計画は、「播磨町総合計画」を環境面から総合的、体系的に補完し、個々の事業や施策が環境に配慮されたものとなるよう支援、誘導、調整する役割を担うものです。また、住民、事業者が日常生活や事業活動を行う上で、環境保全に取り組むことを支援、誘導する役割を担うものです。

さらに、今後、社会の潮流に対応しながら新たな環境施策を講じるなかで、環境への配慮を図りつつ、環境と経済の好循環を生み出すなど、持続可能な社会への新たな展開を図ります。

■本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。本町の総合計画の終期である2030（令和12）年度に合わせることで、総合計画と同時期に改定を行うことで、総合計画と本計画が一緒に歩むよう調整を図ることを意図しています。ただし、今後の社会情勢の変化及び新たな環境問題などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

■本計画の期間



4 計画の対象とする環境範囲

本計画の対象とする環境範囲は以下の通りです。

■計画との対象とする環境範囲

区 分	対 象
環境教育・活動	意識啓発、環境に配慮した一人ひとりの行動・事業者の経済活動、体験・体感活動への参画、環境活動団体・ボランティア 等
自然環境	緑地・河川・海の保全、生物多様性（動・植物）、外来種、景観、公園 等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下、不法投棄、廃棄物処理、リサイクル、食品ロス、歴史・文化遺産 等
地球環境	地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動への適応（防災等）等